

平成 30 年度からの「土曜授業」の実施について

石狩市教育委員会

1 土曜日に関するこれまでの動き

2002（平成 14）年 4 月、小学校・中学校・高等学校で「子供たちの生活全体を見直し、ゆとりのある生活の中で、子供たちが個性を生かしながら豊かな自己実現を図る」ことを目的に完全学校週 5 日制が実施された。しかし、その後の調査で、土曜日を有意義に過ごす子供たちがいる一方で、必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するという問題が明らかになった。そこで、文部科学省は、学校が子供たちに充実した学習機会を提供する方策の 1 つとして、2013 年（平成 25）11 月 29 日学校教育法施行規則の一部を改正し、学校設置者の判断により「土曜授業」を行うことを可能とした。

近年、全国的に、授業時数の増加や地域に開かれた学校づくりへの対応から、長期休業の短縮や土曜授業を実施し、学校が必要な授業時数を確保できるような取り組みが進められてきている。

※「土曜授業」：児童・生徒の代休日を設けずに、土曜日を使って教育課程内の学校教育活動を行うこと。

2 石狩市として「土曜授業」を検討する背景

- 次期学習指導要領の全面実施（小学校は平成 32 年度、中学校は平成 33 年度に）に向け、各学校では児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育課程の改善が求められている。
- 言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統文化に関する教育、体験活動の充実、外国語教育の充実など、教育活動の内容と質の一層の向上が求められる中、各学校では、特に「時間」という限られた資源をどのように教育内容と効果的に組み合わせていくかが課題となっている。
- とりわけ、小学校では教科としての外国語科の導入に伴う授業時数の増にどのように対応していくか、ということが喫緊の課題となっており、児童・生徒や教師の負担増加も懸念されている。
- 上記の理由から、授業の一部を土曜日を実施することで授業時数を増やし、教員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、学習の質を向上させるとともに一人一人へのきめ細かな教育の充実へとつなげたい。

3 石狩市としての「土曜授業」の基本的な考え方

新しい学習指導要領の趣旨の実現に向け、各教科等の教育活動を適切に実施するために必要な年間授業時数を確保し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ活用させる指導を充実させるために、市内小中学校において、以下の内容を基準として「土曜授業」を実施できるものとする。

(1) 実施期日

- ① 年2回程度の実施とする。(前期1回、後期1回程度)
- ② 実施期日については各学校が定め、各学年における各教科の総授業時数を適切に確保するよう留意する。

(2) 日課及び対応

- ① 「土曜授業」の実施日は午前授業とし、児童・生徒の振替休業日を設定しないこと。
- ② 児童・生徒は給食なしで授業終了後下校とする。
- ③ 勤務を要する教職員は通常勤務とする。週休日の振替えは、学校ごと適宜設定する。

(3) 土曜授業の内容

- ① 児童・生徒や学校、地域の実態を踏まえ、各学校が特色ある取組みを行うことを基本とする。
- ② 土曜授業の例
 - ・ 家庭や地域社会、関係機関と連携した授業や行事等
 - ・ 保護者や地域住民、卒業生等をゲストティーチャーに招いての授業
 - ・ 校外学習や体験活動
 - ・ 確かな学力の定着を図る授業(公開授業を含む)